

給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和4年3月29日

新潟県人事委員会

委員長 氏 家 信 彦

**新潟県人事委員会規則第6-1875号**

給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則

給料の調整額に関する規則（規則第6-48号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分（以下「改正後表」という。）に対応する次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分（以下「改正表」という。）が存在する場合には当該改正表を当該改正後表に改め、改正後表に対応する改正表が存在しない場合には当該改正後表を加える。

改 正 後			改 正 前		
<b>別表第1 適用区分表（第2条関係）</b>			<b>別表第1 適用区分表（第2条関係）</b>		
勤務箇所	職 員	調整数	勤務箇所	職 員	調整数
(略)			(略)		
地 域 課	えちごに乗り組む職員	3	地 域 課	1 航空機の事業用操縦士としての業務に従事することを本務とする職員	3
警備第二課	2 えちごに乗り組む職員	1	2 航空整備士		
	1 航空機の事業用操縦士としての業務に従事することを本務とする職員	3	3 航空整備士		1
(略)			(略)		
備考 (略)			備考 (略)		

**附 則**

この規則は、令和4年4月1日から施行する。